

理事長挨拶

NPO 法人消費生活ネットワーク新潟 理事長 長谷川かよ子



日頃、会員の皆様には「消費生活ネットワーク新潟」の活動にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

現在、適格消費者団体の認定申請まで大車輪で準備を整えております。

今回、会員の皆様に活動状況をお知らせするため「ニュースレター」第1号を発行することといたしました。令和に入り、わが国では台風をはじめ災害が多く発生し、消費者問題では、それに便乗した悪質商法も横行しています。また、不当表示や不当な契約条項、不当な勧誘などがまだまだ多く見受けられます。「消費生活ネットワーク新潟」ではこれら事業者の不当な行為をやめさせる改善や差し止めなどの申入れを行っています。一日も早い適格消費者団体としての認定を受け、地域で連携して消費者被害の未然防止、拡大防止のために一層の努力をして参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

事務所移転のお知らせ

「消費生活ネットワーク新潟」の事務所を下記に移転いたしましたのでご案内いたします。

住 所 〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

TEL/FAX TEL：025-384-4021 FAX：025-384-4022

受付時間 月・水・金曜日（土日、祝祭日、夏季休暇、年末年始休暇を除く）

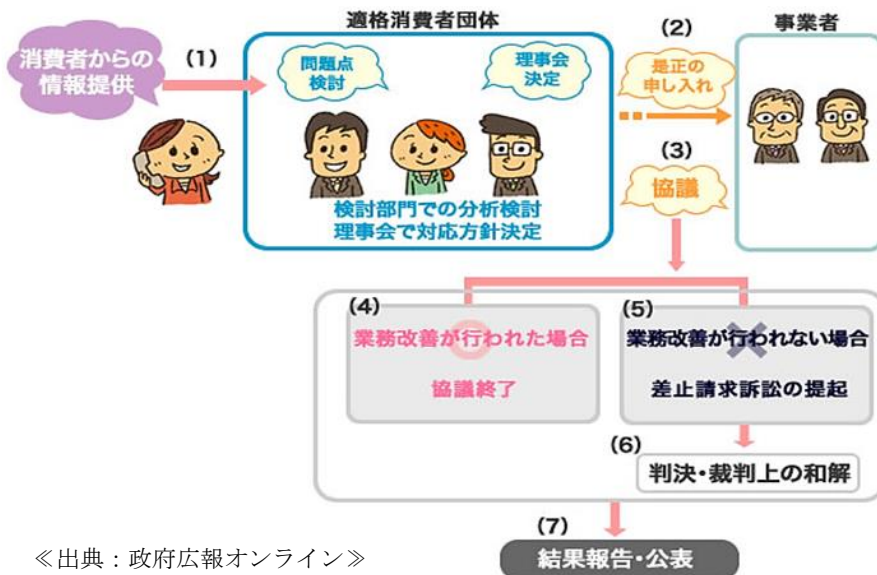
午前10時～12時、午後1時～午後3時

事務局 細谷 唯一（ほそや ただいち） ※11月から事務局に勤務することになりました



消費者団体訴訟制度(差止請求)とは

適格消費者団体が、事業者の不当な広告等をやめるよう求めることができる制度です。



申入れ活動

消費生活ネットワーク新潟は適格消費者団体を目指し、申入れ活動を行っています。不当な広告表示・勧誘や契約条項などに関する情報提供をお寄せください。

検討委員会

弁護士・研究者・消費生活相談員など
約 20 人が専門家の立場で検討しています。



これまでの

申入れ活動

事務局に情報提供があり、申入れにより改善された事例です

大学に入学したばかりの娘が、学生ばかりのアパートの騒音に悩まされ、アパートを退去したいと伝えたら、管理会社から「来年 1 月分までの家賃を払え」と言われた。

住まないのに 9 か月分も払うの？ **これっておかしい！**



是正の
申入れ

たとえ学生向けアパートで、年度の途中から入居する学生は少ないとはいえ、違約金が高額すぎる

事業者が賃貸契約書の内容を改善



2 月～3 月以外の退去は
1 月末までの家賃を払う



2 月～3 月以外の退去の違約金は
契約期間 1 年を超える場合 1 か月分
契約期間 1 年以下の場合 2 か月分

《 これまで申入れにより是正し改善した 事業者・団体 》

プロレスリング団体、中古自動車販売店、マラソン大会県内 3 団体、地方銀行
サプリメント等販売会社

活動委員会

消費者協会・生協・NACS など構成団体の市民約 15 人が、
「これっておかしくない？」と、消費者目線で活動しています。

消費者が誤解を招きかねない広告等について事業者にも問合せや要望をおこなっています。

現在、問合せや要望をしている案件です

1 貸衣装のインターネットのホームページ

「高額キャンセル料金」何時から発生するか、規約に重要な情報が分かりやすく書かれていない。時期を明記してほしいと要望。

2 司法書士法人の新聞折り込みチラシ（過払い金返還）

キャッシングをした人が対象なのに「クレジットカード持っているとお金が戻る」という見出しは、消費者が誤解する。ショッピング払いは対象外とはっきり書いてほしいと要望。